

## 都市計画法第 34 条第 1 号（公益上必要な建築物）の運用基準の改正について

### 都市計画法第 34 条

- 一 主として当該開発区域の周辺の地域において居住している者の利用に供する政令で定める公益上必要な建築物又はこれらの者の日常生活のため必要な物品の販売、加工若しくは修理その他の業務を営む店舗、事業場その他これらに類する建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為

（適正かつ合理的な土地利用及び環境の保全を図る上で支障がない公益上必要な建築物）

### 都市計画法施行令第 21 条

#### 二十六 （略）

- イ 学校教育法第 1 条に規定する学校，同法第 124 条に規定する専修学校又は同法第 134 条第 1 項に規定する各種学校の用に供する施設である建築物
- ロ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）による家庭的保育事業，小規模保育事業，事業所内保育事業若しくは乳児等通園支援事業，社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）による社会福祉事業又は更生保護事業法（平成 7 年法律第 86 号）による更生保護事業の用に供する施設である建築物
- ハ 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院，同条第 2 項に規定する診療所又は同法第 2 条第 1 項に規定する助産所の用に供する施設である建築物

## 1 改正理由

都市計画法施行令第 21 条第 26 号ロの改正（令和 7 年 7 月 1 日施行）に伴い，本号の対象に乳児等通園支援事業所を含めるものです。

### 【乳児等通園支援事業所】

- ・ 保育所等に通っていない生後 6 か月から満 3 歳未満のこどもへの遊び及び生活の場の提供（月 10 時間まで）並びにその保護者との面談及び当該保護者への援助を行う事業所

## 2 改正内容

- (1) 対象となる保育施設に乳児等通園支援事業所を追加します。〔3 (2)〕
- (2) その他文言整理を行います。〔3 (1) (2) (4)，4 及び別表〕

## 3 施行日

令和 8 年 1 月 1 日